

当NPO法人が原告となって、京都地方裁判所に提起した、入会金徴収及び不返還条項使用差止等請求事件について、2019年12月26日、被告一般社団法人京都高齢者支援協会との間で和解が成立した。

第1 本訴訟の概要

介護保険施設等が、入所の際に身元保証人を求める場合がある。身寄りのない高齢者等は、被告のような身元保証を業務として行っている者に依頼せざるをえない現状がある。

本訴訟は、訴訟提起時(2018年7月11日)、被告が使用していた約款の、入会金の徴収及び一部不返還条項が、対価性の伴わない不当な金銭徴収であるとして、消費者契約法10条により無効であるから、約款の使用差止等を求めていたものである。

第2 和解の成立

訴訟を遂行するなかで、被告は、入会金という名目での金銭徴収をやめて、徴収する金銭の対価が何か明示するとともに、解約の場合の返金ルールについても見直しをした。

本訴訟の目的は、何の対価か分からない金銭を、入会時に一括して徴収することを止めさせることであつたので、上記被告の対応によって、一定の成果を得たものと考え、以下のとおりの内容で和解が成立した。

- 1 被告は、消費者との間で、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援などを被告の義務内容とする入会契約を締結するに際し、別紙「入会契約書」記載の第12条1項のような、消費者が被告に対し「入会金」を支払う旨を内容とする意思表示を行わない。
- 2 被告は、消費者との間で、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援などを被告の義務内容とする入会契約を締結するに際し、別紙「入会契約書」記載の第17条第4項のような、入会契約の解約にあたり、被告が、消費者が既に支払った「入会金」の一部を返還しない旨を内容とする意思表示を行わない。
- 3 被告は、第1項及び第2項の内容が記載された契約書ひな型が印刷された別紙「入会契約書」用紙を同記載を内容とする意思表示を行うための事務に用いない。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 訴訟費用は各自の負担とする。

第3 和解にあたって

1 消費者委員会の建議

内閣府消費者委員会「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（2017年1月31日）の建議事項2では、「病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等のないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。」とされている。

2 日本の実情

しかし、現実には、身元保証人を求める病院等は存在し、身寄りがなく、身元保証事業者を利用するしかない者もいる。

通常、事業者の用意する約款に対し、消費者が変更を求め、事業者が応じるということは考え難い。また、病院等に入院・入所しようという切迫した状況では、身元保証契約の内容を十分に吟味したり、他の業者と比較するなど、合理的な経済行動が難しい。

さらに、身元保証サービス契約の複雑さもあいまって、約款に消費者にとって著しく不利な条項が存在するおそれ大きい。本件は、このおそれが現実化したものであったと言える。

3 今後に向けて

(1) 国に対して

上記建議のとおり、身元保証人がないことを理由に入院・入所を拒んではいけないことが、制度的に担保されることが必要である。

(2) 事業者に対して

対価が不明な金銭を徴収する条項を使用している場合は、約款を直ちに直視して、徴収する金銭がどのような役務の対価であるか、消費者が理解できるようにすべきである。

(3) 今後も当 NPO 法人は、不当条項によって、消費者の利益が損なわれることがないように、鋭意活動をしていく所存である。

以上